議案第475号 説 明 資 料

令 和 4 年 3 月 17日 第 234 回都市計画審議会

#### 防災街区整備方針の都市計画変更について

東京都は、「防災街区整備方針」について、都市計画変更を行うこととした。

#### 1 防災街区整備方針について

#### (1) 概要

防災街区整備方針は、「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律」に基づき、防災上危険性の高い木造住宅密集地域において、延焼防止機能および避難機能が確保された街区の整備を促進するためのマスタープランである。都市計画として東京都が定めるものであり、おおむね5年ごとに見直しを行っている。

#### (2) 方針に定める内容

ア 本方針では、防災街区の整備に資する事業・制度等が既に導入されている地区、防 災街区の整備を進めることが方針として明らかな地区等を「防災再開発促進地区」に 指定する。

指定により、延焼防止上支障のある建築物への除却の勧告が可能になる。なお、地 区指定によって土地利用に関する制限が生じるものではない。

イ 防災再開発促進地区では、区域を定め、整備または開発の計画の概要として、整備 等の主たる目標、建築物の更新の方針、都市施設等の整備の方針等を明示する。

#### 2 区における防災再開発促進地区変更の内容

- (1) 見直しの考え方
  - ア 既存地区は区域を変更せず、事業の進捗等に応じて記載内容を修正する。
  - イ 今後、密集住宅市街地整備促進事業を実施予定の地区および「防災まちづくり推進地区」(防災上の危険性が懸念される地区として区長が指定した地区)を新たに防災 再開発促進地区に指定する。

#### (2) 防災再開発促進地区変更の概要

変更前: 4地区 約189.8ha → 変更後: 8地区 約432.0ha

- ○新規地区(4地区)
- ア 密集住宅市街地整備促進事業を実施する地区(1地区)
  - 練. 5 桜台地区
- イ 防災まちづくり推進地区(3地区)
  - 練. 6 田柄地区
  - 練. 7 富士見台駅南側地区
  - 練.8 下石神井地区

#### 3 これまでの経過および今後の予定

令和2年5月19日 東京都が区に都市計画変更原案資料作成依頼

10月20日 練馬区都市計画審議会へ都市計画変更原案資料を報告

11月27日 都市計画変更原案資料を東京都へ提出

令和3年9月1日~15日 都市計画原案の公告・縦覧、公述の申出受付(東京都)

9月2日 練馬区都市計画審議会へ原案報告

令和4年2月1日 東京都から意見照会

2月17日 都市計画案の公告・縦覧、意見書受付(東京都)

~3月3日

3月17日 練馬区都市計画審議会へ諮問

4月 東京都へ意見回答

5月 東京都都市計画審議会へ付議(東京都)

6月 都市計画変更・告示(東京都)

#### 4 議案

議案第475号 東京都市計画防災街区整備方針の変更 (東京都決定)

(1) 都市計画の案の理由書 P 3

(2) 防災街区整備方針の変更案 (本編) P4~9

(3) 別表-1 防災再開発促進地区の整備又は開発の計画の概要 P10~11

(4) 附図 (防災再開発促進地区) P12~19

※ (3)、(4)は、練馬区分を抜粋。

#### 5 添付資料

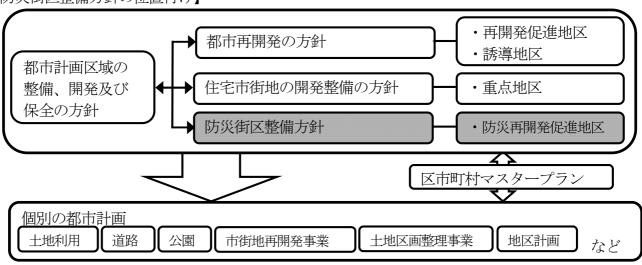
(1) 新旧対照表(練馬区)(参考資料①)

P21~23

(2) 新旧対照総括図(練馬区)(参考資料②) P25

#### 6 参考

【防災街区整備方針の位置付け】



### 都市計画の案の理由書

#### 1 種類・名称

東京都市計画防災街区整備方針

#### 2 理由

防災街区整備方針は、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律に基づき、防災上危険性の高い木造住宅密集地域について、計画的な再開発又は開発整備により、延焼防止機能及び避難機能の確保と土地の合理的かつ健全な利用が図られる防災街区の整備を促進し、安全で安心して住め、かつ魅力的な街並みの住宅市街地への再生を図るために策定するものである。

都は、地震に強い都市づくりを進めるため、「防災都市づくり推進計画」に基づき、延焼遮断帯の整備や市街地の整備などにより、木造住宅密集地域の改善などに取り組んできた。

これまでの取組の成果や課題に加え、「未来の東京」戦略で示す方向性や、都市づくりのグランドデザインで示す2040年代の都市像や将来像の実現に向け、新たな視点も踏まえた効果的な施策を展開するため、令和2年3月に防災都市づくり推進計画〈基本方針〉を改定し、同方針を基に〈整備プログラム〉を令和3年3月に改定した。

今回、防災都市づくり推進計画との整合を図るとともに、防災街区の整備に資する事業・制度等の実施状況を都市計画に反映するため、新たに防災再開発促進地区約 1,152 ヘクタール、防災公共施設 124 か所を指定するなど、都市計画変更するものである。

4

# 東京都市計画防災街区整備方針

令和4年2月東 京 都

#### 東京都市計画防災街区整備方針(案)

#### I 本方針の目的・効果等

#### 1 策定の目的

東京には、都心や副都心等の商業・業務地域を除けば、老朽木造建築物の密度が高く、道路・公園等の公共空間が乏しい木造住宅密集地域が広範に存在している。

このような木造住宅密集地域では、震災時の老朽建築物の倒壊や大規模な市街地火災等から、人々の生命と暮らしを守るため、防災都市づくりの推進に努め、災害に強いまちづくりを行っていくことが重要である。

具体的には、都は、市街地火災の延焼を阻止する機能を確保するための延焼遮断帯の形成や、建築物等の不燃化や共同 化の促進による安全で良質な市街地の形成、円滑な消火・救援や避難に必要な機能を確保するための道路・公園等の整備、 無電柱化による閉塞防止など、防災都市づくりの取組を進めていく必要がある。

また、防災都市づくりの取組は、首都直下地震への備えに併せ、「未来の東京」戦略で示す方向性や、都市づくりのグランドデザインで示す 2040 年代の都市像や将来像の実現に向け、人口減少、超高齢化の進行に加え、新たな感染症の脅威など、様々な課題を解決しながら展開する都市づくりに寄与していく必要がある。

防災街区整備方針は、このような防災都市づくりの推進に向け、防災上危険性の高い木造住宅密集地域について、計画的な再開発又は開発整備により、延焼防止機能及び避難機能の確保と土地の合理的かつ健全な利用が図られる防災街区の整備を促進し、安全で安心して住め、かつ魅力的な街並みの住宅市街地への再生を図るために策定するものである。

#### 2 策定の効果

防災再開発促進地区及び防災公共施設を定めることにより、次のような効果をもたらし、防災街区の整備が促進される。

- (1) 耐火建築物等への建替えの促進が図られる。
- (2) 延焼防止上支障のある建築物への除却の勧告が可能になる。
- (3) 地区の防災性の向上を目的とした防災街区整備地区計画等の活用が図られる。
- (4) 地域住民による市街地整備の取組(防災街区計画整備組合の設立)や支援が可能になる。
- (5) 地方公共団体の委託及び要請に基づき、都市再生機構の住宅・まちづくりのノウハウの活用が図られる。
- (6) 防災公共施設である道路・公園等について基幹的な骨格軸(防災環境軸)として体系的・効果的な整備が図られる。

#### 3 法的位置付け

防災街区整備方針は、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成9年法律第49号)第3条に基づく 方針であり、これを都市計画法(昭和43年法律第100号)第7条の2第1項の規定により都市計画に定めるものである。 本方針は、木造住宅密集地域を対象とした都市計画のマスタープランとして、都市計画区域の整備、開発及び保全の方 針に即し、都市再開発の方針等と整合を図り定めるものであり、防災街区整備事業や市街地再開発事業等の個別の都市計 画の上位に位置付けられている。

#### Ⅱ 本方針を定めるに当たっての考え方

#### 1 対象地域

東京都震災対策条例(平成12年条例第202号)に基づく防災都市づくりに関する計画(以下「防災都市づくり推進計画」という。)に定める整備地域等の木造住宅密集地域を中心とした地域

#### 2 防災再開発促進地区及び防災公共施設の指定

防災街区の整備に資する事業・制度等を重点的に展開することにより、建築物等の不燃化・共同化や公共施設の整備を促進し、安全で良好な環境を備えたまちとして再生を図るため、防災街区整備方針に、防災再開発促進地区及び防災公共施設を定める。

#### (1) 防災再開発促進地区の指定の考え方

特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区で、次のいずれかに該当すること。

- ① 防災都市づくり推進計画の整備地域に指定されている地区
- ② 防災街区の整備に資する事業・制度等が既に導入されている地区又は防災街区の整備に資する都市計画が既に決定されている地区
- ③ 事業・制度等の導入や都市計画の決定はなされていないが、防災街区の整備を進めることが方針として明らかな地区(都又は区の長期計画、区の都市計画に関する基本的な方針等に位置付けられており、かつ、防災街区の整備に資する事業・制度等の導入又は都市計画の決定が確実に見込まれること。)

#### (2) 防災公共施設の指定の考え方

延焼防止機能及び避難機能を確保するために整備すべき道路・公園等の公共施設で、防災再開発促進地区内又はその一帯に存在し、次のいずれかに該当すること。

- ① 沿道及び沿道周辺の建築物等と一体となって延焼防止機能及び避難機能(閉塞防止を含む。)が確保される公共施設
- ② 沿道及び沿道周辺で防災街区整備事業又は都市防災不燃化促進事業が既に導入されている若しくは将来導入が見込まれる公共施設
- ③ 防災街区整備地区計画で特定地区防災施設、地区防災施設又は地区施設に既に指定されている若しくは将来指定が見込まれる公共施設
- ④ 特定防災街区整備地区が既に指定されている又は将来指定が見込まれる区域内で、防災都市計画施設に将来指定が見込まれる公共施設

市街地開発事業

防災街区整備事業、市街地再開発事業、土地区画整理事業等

都市計画事業

街路整備事業、公園事業等

修復型事業

木造住宅密集地域整備事業、住宅市街地総合整備事業(密集住宅市街地整備型)、都市防災不燃化促進事業等

規制・誘導策

防災街区整備地区計画、地区計画、特定防災街区整備地区、東京都建築安全条例に基づく新たな防火規制等

その他事業等

住宅市街地総合整備事業(拠点開発型)等

#### 3 防災再開発促進地区と都市再開発の方針の2号地区との整合

防災再開発促進地区は、防災性の向上を目的として市街地整備の計画が明らかな地区であることから、都市再開発法(昭和44年法律第38号)に基づく2号地区と整合を図る。

 $\infty$ 

#### Ⅲ 本方針において定める内容

#### 1 防災再開発促進地区及び防災公共施設

防災再開発促進地区及び防災公共施設の区域及び位置は、計画図のとおりである。

#### 2 防災再開発促進地区の整備又は開発の計画の概要

防災再開発促進地区の整備又は開発の計画の概要は、次の事項を定める。各地区について、別表1及び附図に示す。

- ① 地区の再開発、整備等の主たる目標
- ② 防災街区の整備に関する基本的方針その他の土地利用計画の概要
- ③ 建築物の更新の方針
- ④ 都市施設、地区防災施設及び地区施設の整備の方針
- ⑤ 再開発推進のため必要に応じ定める事項

#### 3 防災公共施設の整備等の概要

防災公共施設の整備等の概要は、次の事項を定める。各施設について、別表2及び附図に示す。

- (1) 防災公共施設の整備に関する計画の概要
  - ① 防災公共施設の整備の方針
  - ② 整備する防災公共施設の種類
  - ③ 当該防災公共施設の配置及び規模
  - ④ 当該防災公共施設の整備スケジュール
- (2) 防災公共施設と一体となって特定防災機能を確保するための建築物等の整備に関する計画の概要
  - ① 防災公共施設と一体となって特定防災機能を確保するための建築物等の整備の方針
  - ② 防災公共施設と一体となって特定防災機能を確保するための建築物等の整備の概要
  - ③ 防災公共施設と一体となって特定防災機能を確保するための建築物等の整備のおおむねのスケジュール

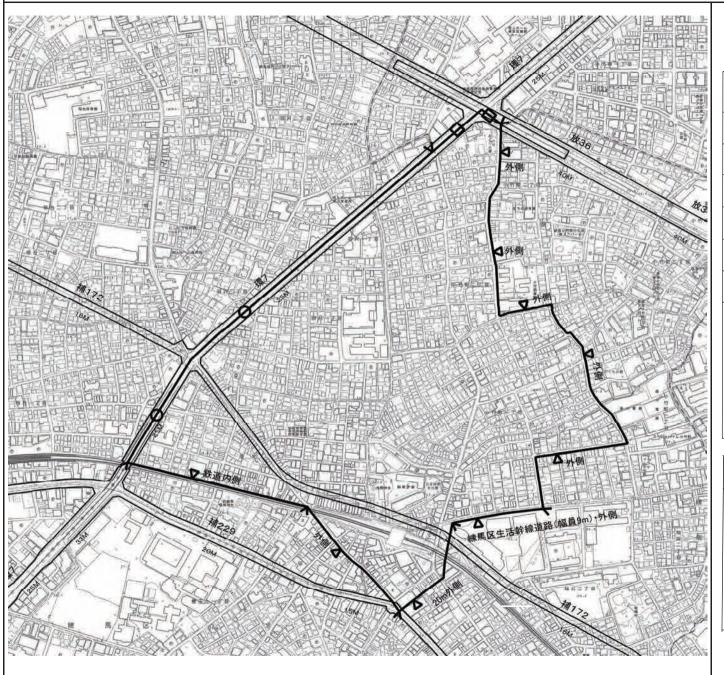
※・・・新規追加 △・・・区域変更

				※・・・新規追加 △・・・区域変更
番号 地区名	練 1. 江古田北部地区	練 2. 練馬地区	練 3. 北町地区	練 4. 貫井・富士見台地区
面積 (ha)	約46.4ha	約20.0ha	約31.1ha	約92.3ha
(おおむねの位置)	(練馬区東部)	(練馬区南東部)	(練馬区北東部)	(練馬区中央部)
a 地区の再開発、整備	都市基盤整備の促進により地区の防災性の向上を図	都市基盤整備の促進により地区の防災性の向上を図	都市基盤整備の促進により地区の防災性の向上を図	都市基盤の整備及び老朽木造建築物の不燃化建替
等の主たる目標	り、災害に強い安全で快適なまちづくりを進める。	り、災害に強い安全で快適なまちづくりを進める。	り、災害に強い安全で快適なまちづくりを進める。	えの誘導による地区の防災性の向上を図り、災害に強
				V 安全で快適なまちづくりを進める。
	駅周辺の商業系施設の充実を図るとともに街区単位	豊島園通り沿道は、商業と住居の調和のとれた土地	東武練馬駅前、旧川越街首沿首及びその周辺におい	富士見台駅前は、商業誘導地区として生活拠点によ
	での共同建替えや道路沿道の協調建替えを検討する駅	利用、生活幹線道路及び生活道路沿いでは中低層の良	ては商業系の土地利用、その他の地区においては住宅	さわしい土地利用を誘導する。目白通り、環状八号線
b 防災街区の整備に関	周辺改善ゾーン、交通利便性の高、環七沿道等の中層	好な住宅地を誘導する。	と商業・工業が共存する土地利用を誘導する。老朽木	沿道は、延焼漁町機能を有する土地利用を図る。
する基本的方針その他	共司住宅を誘導する住環境改善ゾーン、比較的敷地規		造建築物の密集している地区での建築物の不然化及び	また、地区全域においては、狭い道路を改善しなが
の土地川計画の概要	模の大きい特性を生かして整備をする住環境修復ゾーンのゾーンごとに整備を図る。		共同化による土地の有効利用を図る。	ら、沿道建物や老朽木造住宅の不燃化や共同化を誘
	フリン・フェミに歪曲を図る。		光中川はこれの工程が月汐がいわて四つ。	導、促進する。
c 建築物の更新の方針	老朽木造建築物の建替えにより、壁面後退による空	整備された生活幹線道路及び生活道路の沿道では、	老朽木造建築物の建替えにより、壁面後退による空	住宅市街地総合整備事業(密集型)等により、生活
C X主発物ルノ史材IVノ方計	を行べ回送物の理督とにより、壁間安認による空間確保及び建築物の不燃化を促進し、防災性を高める。	整備されて生活時報を直路及び生活連路が行道では、 前面道路の幅量を有効に活用して、老朽木浩建築物の	を行べ回送祭がの建省なにより、壁田牧路による空間縮保及び建築物の不燃化を促進し、防災性を高める。	
	間間未及り建築物の外外にを加進し、防災性を高める。		間間未及り建築物の介然性を促進し、防災性を高める。	幹線道路や主要生活道路の整備に伴う沿道建築物や、
		建替えによる不然化を促進し、防災性を高める。		地区内の老朽木造建築物に対し、不然化建替えや共同
				建替えを誘導・促進する。
d 都市施設、地区防災施	生活幹線道路、主要生活道路、公園等の整備を図る。	生活幹線道路、主要生活道路、公園等の整備を図る。	生活幹線道路、主要生活道路、公園等の整備を図る。	生活幹線道路、主要生活道路、公園等の整備を図る。
設及び地区施設の整備				
の方針				
e 1 公共及び民間	地区施設等の公共施設の整備を促進する。	住民との協働によるまちづくりを進めるために、道	地区施設等の公共施設の整備を促進する。	地区施設等の公共施設の整備や、老朽木造建築物等
再 の役割、条件整 開 の役割、条件整		路・公園等の整備を促進する。		の民間建築物の建替え等について助成を行うととも
発備等の措置				に、地域住民のまちづくり組織と協力して事業を進め
推				<b>ත</b> ං
進				
の 2 実施予定の公	沿道整備事業(事業中)			住宅市街地総合整備事業(密集型)(事業中)
た  共施設整備事業、				
め 面が整備事業等 必				
要 3 決定又は変更	沿道地区計画「羽沢・小竹町地区」(決定済)、「環状			
に予定の都市計画	七号線桜台・栄町・豊玉地区」(決定済)		町二丁目西部地区」(決定済)、「北町一丁目地区」(決	地区計画 (予定)
応した明まる東頂	地区計画「江古田駅北口地区」(決定済)、「江古田北		定済)	
	部地区」(決定済)、「江古田南部地区」(決定済)			
定 4 その他再開発の	住宅市街地総合整備事業(密集型)(完了)	都市高速鉄道西武鉄道池袋線付属街路第1号線(完	街路整備事業 環状8号線(完了)	東京都建築安全条例に基づく新たな防火規制(一部)
る。促進のために特	木造住宅密集地或整備事業(完了)	T)	住宅市街地総合整備事業(密集型)(完了)	
事筆すべき事項	駅・まち一体改善事業(完了)	住宅市街地総合整備事業(密集型)(完了)	木造住宅密集地或整備事業(完了)	
項		木造住宅密集地域整備促進事業(完了)		

※・・・新規追加 △・・・区域変更

				※・・・新規追加 △・・・区域変更
番号 地区名	※ 練 5. 桜台地区	※ 練 6. 田柄地区	※ 練 7. 富士見台駅南側地区	※ 練 8. 下石神井地区
面積 (ha)	約50.6ha	約87.2ha	約44.2ha	約60.2ha
(おおむねの位置)	(練馬区東部)	(練馬区北東部)	(練馬区中央南部)	(練馬区南西部)
a 地区の再開発、整備	都市基盤の整備及び老朽木造建築物の不然化建替え	老朽木造建築物の除却、更新、狭あい道路の拡幅、	老朽木造建築物の除却、更新、狭ちい道路の拡幅、	老朽木造建築物の除却、更新、狭ちい道路の拡幅、
等の主たる目標	の誘導による地区の防災性の向上を図り、災害に強い	危険なブロック塀等の撤去、新たな防火規制の区域指	危険なブロック塀等の撤去、新たな防火規制の区域指	危険なブロック塀等の撤去、新たな防火規制の区域指
	安全で快適なまちづくりを進める。	定の導入等により、地区の防災性向上を図り、災害に	定の導入等により、地区の防災性向上を図り、災害に	定の導入等により、地区の防災性向上を図り、災害に
		強いまちづくりを推進する。	強いまちづくりを推進する。	強いまちづくりを推進する。
b 防災街区の整備に関する基本的方針その他の土地利用計画の概要	桜台駅間辺では、商業系の土地利用を図る。環上沿道では、延焼塵断機能を有する土地利用を図る。正久保通り沿道では、中低層住宅の土地利用を図る。また、地区全域においては、狭い道路を改善しながら、沿道建物や老朽木造住宅の不燃化や共同化を誘導、促進する。	地区東側の商店街エリアでは、商業と住宅の調和のとれた土地利用、豊島園通り、田柄通り沿道では、中層住宅を含む土地利用を図る。その他、老朽木造建築物が密集する地区を含むエリアでは、農地との調和を図り、低層住宅を中心とした土地利用を図る。	地区北部の商店街エリアでは、商業と住宅の調和のとれた土地利用を図る。千川通りを挟む南北の住宅エリアでは、中低層の良好な住宅地を形成する。	千川通り沿道、井草通り沿道では、住環境を保全するとともに、商業と調和のとれた土地利用を図る。その他の地区にはいては、農地との調和を図り、低層住宅を中心とした土地利用を図る。
c 建築物の更新の方針	住宅市街地総合整備事業(密集型)等により、沿道	田柄川緑道南北に広がる老朽木造建築物が密集して	千川通りの南北に広がる老朽木造建築物が密集して	老朽木造建築物が密集しているエリアを含む地区全
	建築物や地区内の老朽木造建築物に対し、道路整備等	いるエリアを含む地区全体で、建築物の更新、地区の	いるエリアを含む地区全体で、建築物の更新、地区の	体において、建築物の更新、地区の不燃化向上を促進
	に合わせた不燃化建替えや共同建替えを誘導・促進す	不然化向上を促進する。	不燃化向上を促進する。	する。
	<b>る。</b>	また、危険なブロック塀等の撤去、更新を進める。	また、危険なブロック塀等の撤去、更新を進める。	また、危険なブロック塀等の撤去、更新を進める。
d 都市施設、地区防災施 設及び地区施設の整備 の方針	生活幹線道路、主要生活道路、公園等の整備を図る。	生活常線道路、主要生活道路、公園等の整備を図る。	生活幹線道路、主要生活道路、公園等の整備を図る。	生活幹線道路、主要生活道路、公園等の整備を図る。
e 1 公共及び民間	道路・公園等の公共施設の整備や、老朽木造建築物	積動がな情報提供こより住民と課題を共有し、協力	積極がお情報提供こより住民と課題を共有し、協力	積極的な情報提供こより住民と課題を共有し、協力
再 の役割、条件整 開 いない リアア	等の民間建築物の建替え等について助成を行うととも	して集中的に防災性向上に取り組む「防災まちづくり	して集中的に防災性向上に取り組む「防災まちづくり	して集中的に防災性句上に取り組む「防災まちづくり
発 備等の措置	に、地域住民のまちづくり組織と協力して事業を進め	事業」を進める。	事業」を進める。	事業」を進める。
推	<b>ప</b> .	助成の拡充等により、老朽木造建築物の除却、狭あ	助成の拡充等により、老朽木造建築物の除却、狭あ	助成の拡充等により、老朽木造建築物の除却、狭あ
進		い道路の拡幅、危険なブロック塀等の撤去等を促進す	い道路の拡幅、危険なブロック塀等の撤去等を促進す	い道路の拡幅、危険なブロック塀等の撤去等を促進す
の 		<u> ప</u>	<u> వ</u> .	<u> స</u> ం
た め 必 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	住宅市街地総合整備事業(密集型)(予定) 沿道整備事業(事業中)			
に 3 決定又は変更 じ 予定の都市計画 定 に関する事項	沿道地区計画「環状七号線桜台・栄町・豊玉地区」(決定済) 地区計画(予定)			
定   に関する事項				
4 その他再開発の 事 促進のために特 筆すべき事項	東京都建築安全条例に基づく新たお坊火規制(予定)	東京都建築安全条例に基づく新たな防火規制 (予定) 区による防災まちづくり推進地区の指定	東京都建築安全条例に基づく新たな防火規制 (予定) 区による防災まちづくり推進地区の指定	東京都建築安全条例に基づく新たな防火規制 (予定) 区による防災まちづくり推進地区の指定

## 江古田北部地区 (練. 1)





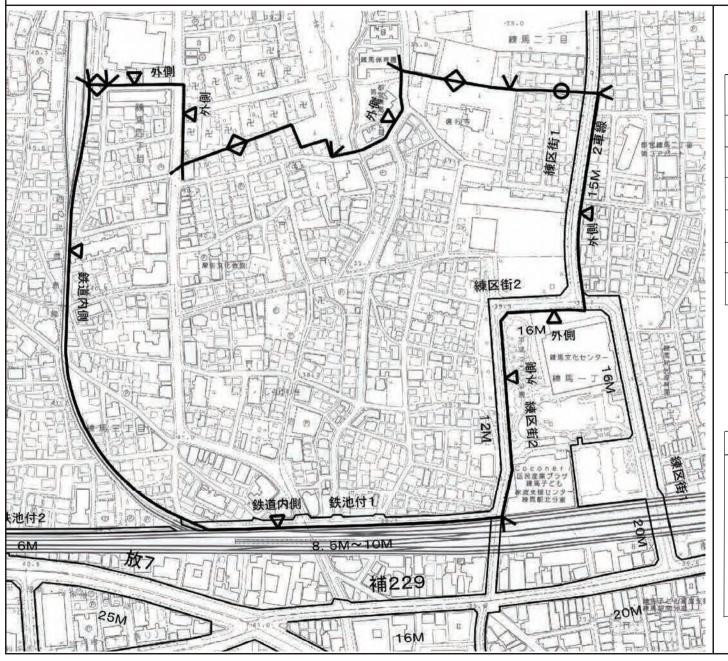
練. 1 江古田北部地区		約46. 4ha
防災再開発促進地区		
道路	各センター	$\phi$
道路	各の外側	✓ 外側
鉄道の内側		<b></b> 鉄道内側
区均	竟	-
線和	重境界マーク	
	沿道整備事業(事業中)	環7沿道
地区内 の 事業等	沿道地区計画(決定済)	羽沢・小竹町地区、 環状七号線桜台・栄 町・豊玉地区
	地区計画(決定済)	江古田駅北口地区、 江古田北部地区、 江古田南部地区

#### 防災再開発促進地区に含まれる町丁目

小竹町一丁目 (23~32、37~81) 小竹町二丁目 (44~72、74~80) 羽沢一丁目 (1~22) 栄町 (4、5、16~46) 旭丘一丁目 (66の一部、67の一部、71の一部、72~74、76~78) 旭丘二丁目 (42の一部、43の一部、44の一部、45)



## 練馬地区 (練. 2)





練. 2 練馬地区	約20. 0ha
防災再開発促進地区	
道路センター	$\rightarrow$
道路の外側	外側
鉄道の内側	鉄道内側
地境	<b>→</b>
線種境界マーク	

#### 防災再開発促進地区に含まれる町丁目

練馬一丁目 (8~16、38~44)

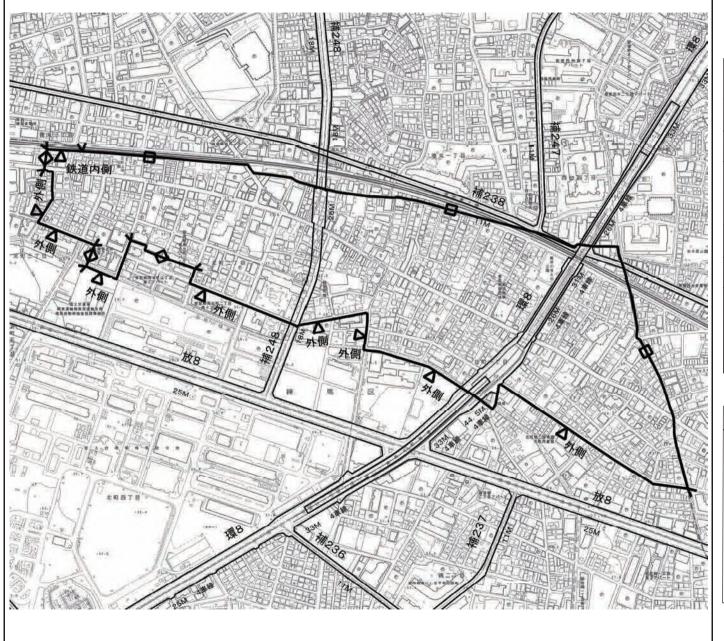
練馬二丁目 (5~12)

練馬三丁目 (14~25)

練馬四丁目 (1~6、11~14、26の一部)

0 50 100 200m

## 北町地区 (練. 3)

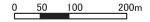




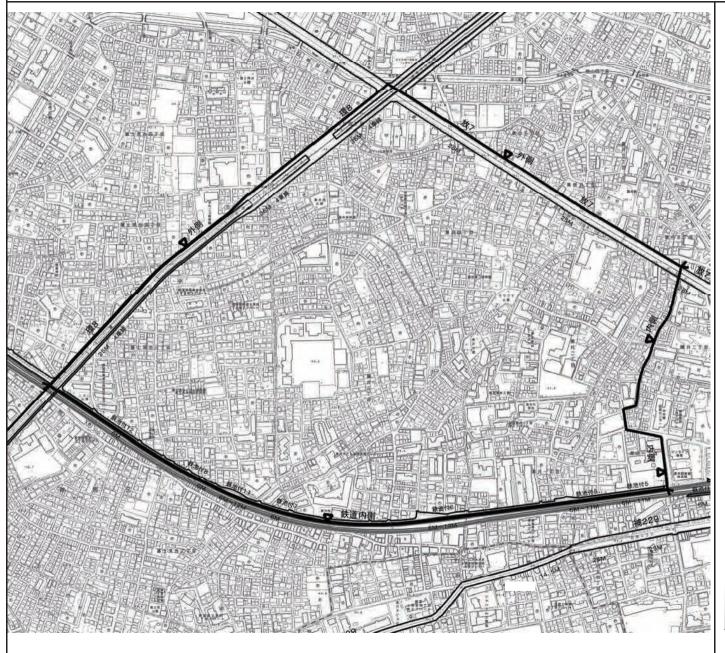
練. 北田	3 T地区	約31.1ha
防災	炎再開発促進地区	
道路	各の外側	外側
鉄道の内側		鉄道内側
区境		
地境		<b>→</b>
線和	重境界マーク	
地区内 の 事業等	地区計画(決定済)	東武練馬駅南口周 辺地区、 北町二丁目西部地 区、 北町一丁目地区

#### 防災再開発促進地区に含まれる町丁目

北町一丁目 (3~5、15~17、20~46) 北町二丁目 (9の一部、16~26、27の一部、 28の一部、29~31、33の一部、 34~41)



## 貫井・富士見台地区 (練. 4)





練. 4 貫井•富士見台地区		約92. 3ha
防災再開発促進地区		
道路	各の内側	内側
道路	各の外側	外側
鉄道の内側		鉄道内側
線和	重境界マーク	
	住宅市街地総合整備事業 (密集型)(事業中)	地区全域
地区内	地区計画(決定済)	富士見台駅北部地区
の 事業等	地区計画(予定)	
	東京都建築安全条例に基づく 新たな防火規制 (一部)	

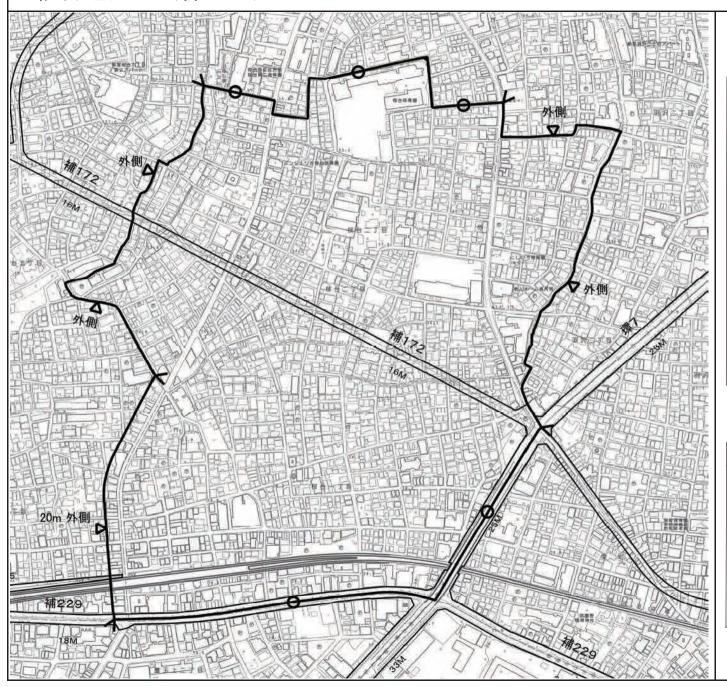
#### 防災再開発促進地区に含まれる町丁目

貫井二丁目(11~26、28~32) 貫井三丁目(9~55) 貫井四丁目(1~27、29の一部、30の一部、31~43、 47の一部) 富士見台三丁目(1~19、20の一部、21~36、 37の一部、46の一部、47~54、55の一部) 富士見台四丁目(1~2、3の一部、4の一部、 5の一部、6、7の一部、8、9の一部)

| 貫井一丁目(13~35、36の一部)

0 50 100 200m

## 桜台地区 (練. 5)



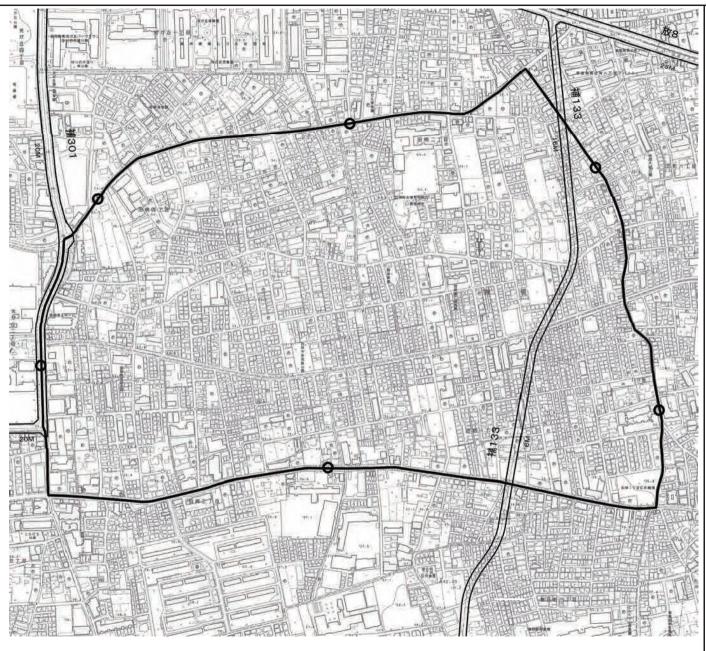


練. 5 桜台地区		約50. 6ha
防災	災再開発促進地区	
道路	各センター	$\phi$
道路の外側		外側
線和	重境界マーク	
	住宅市街地総合整備事業 (密集型)(予定)	
地区内 の 事業等	地区計画(予定)	
	東京都建築安全条例に基づ く新たな防火規制(予定)	

#### 防災再開発促進地区に含まれる町丁目

桜台一丁目 桜台二丁目 桜台三丁目 (20~29、37、38の一部) 桜台四丁目 (1の一部、10の一部、11の一部、 12の一部、30の一部、31の一部、 32の一部)

0 50 100 200m





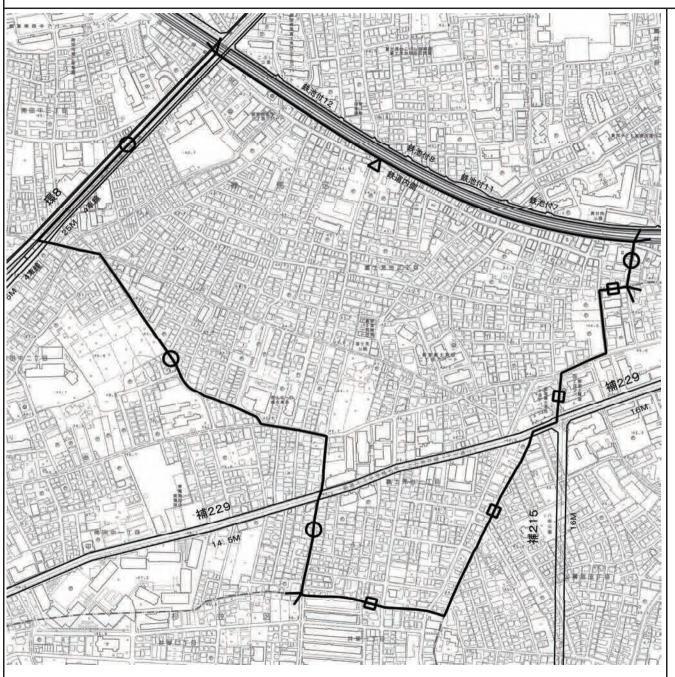
練. 田村	6 丙地区	約87. 2ha
防災	炎再開発促進地区	
道路	各センター	$\overline{\phi}$
地区内 の 事業等	東京都建築安全条例に基づく 新たな防火規制(予定)	

#### 防災再開発促進地区に含まれる町丁目

田柄一丁目 (6~30) 田柄二丁目 (1~30) 田柄三丁目 (14~30) 田柄四丁目 (1~30)

> 0 50 100 200m

## 富士見台駅南側地区 (練. 7)





練. 7 富士見台駅南側地区	約44. 2ha
防災再開発促進地区	
道路センター	ф
鉄道の内側	鉄道内側
区境	-
線種境界マーク	
地区内 の 事業等 東京都建築安全条例に基づく 新たな防火規制 (予定)	

#### 防災再開発促進地区に含まれる町丁目

富士見台一丁目 富士見台二丁目 南田中三丁目(1~6、9~11、17、26)

0 50 100 200m

## 下石神井地区 (練. 8) 練. 8 約60.2ha 下石神井地区 △ 河川内側 防災再開発促進地区 道路センター 河川の内側 ▲ 河川内側 区境 線種境界マーク 地区内 東京都建築安全条例に基づく 新たな防火規制(予定) 事業等 防災再開発促進地区に含まれる町丁目 下石神井二丁目 下石神井五丁目 下石神井六丁目 0 50 100 200m

		2	<u>○○○○</u> ・・・変更	※・・・新規追加 △・・・区域変更
番号 地区名	練 1. 江古田北部地区	練 2. 練馬地区	練 3. 北町地区	練 4. 貫井・富士見台地区
面積 (ha)	約46.4ha	約20.0ha	約31. 1ha	約92.3ha
(おおむわの位置)	(練馬区東部)	(練馬)(海東部)	《練馬区北東部》	《練馬区中央部》
a 地区の再開発、整備	都市基盤整備の促進こより地区の防災性の向上を図	都市基盤整備の促進こより地区の防災性の向上を図	都市基盤整備の促進こより地区の防災性の向上を図	都市基盤の整備及び老朽木造建築物の不燃化建替
等の主たる目標	り、災害に強い安全で快適なまちづくりを進める。	り、災害に強い安全で快適なまちづくりを進める。	り、災害ご強い安全で快適なまちづくりを進める。	えの誘導こよる地区の防災性の向上を図り、災害に強
	1			<u>い安全で快適なまちづくりを進める。</u>
b 防災街区の整備に関する基本的方針その他の土地利用計画の概要	駅間の商業系施設の充実を図るとともに街区単位 での共同建替えや道路沿道の協議建替えを検討する駅 間辺改善ゾーン、交通利便生の高、環七沿道等の中層 共同住宅を誘導する住環境改善ゾーン、比較が敗地規 模の大きい特性を生かして整備をする住環境修復ゾーンのゾーンごとに整備を図る。	豊島園通り沿道は、商業と住居の調和のとれた土地 利用、生活幹線道路及び生活道路沿いでは中低層の良好な住宅地を <u>誘導</u> する。	東武練馬斯前、旧川越街道沿道及びその周辺においては商業系の土地利用、その他の地区においては住宅と商業・工業が共存する土地利用を誘導する。 <u>老朽木造建築物の</u> 密集している地区での建築物の不然化及び共同化による土地の有効利用を図る。	富士見台駅前は、商業務導地区として生活拠点によっさわしい土地利用を誘導する。目白通り、環状八号線沿道は、延焼瘟財機能を有する土地利用を図る。 また、地区全域においては、狭い道路を改善しながら、沿道建物や老朽木造住宅の不燃化で共同化を誘導、促進する。
c 建築物の更新の方針	老朽木造建築物の建替えにより、暗面後退による空	整備された生活幹線道路及び生活道路の沿道では、	老朽木造建築物の建替えにより、壁面後退こよる空	住宅市街地総合整備事業(密集型)等により、生活
	間確果及び建築物の不然化を促進し、防災性を高める。	前面道路の幅員を有効に活用して、老朽木造建築物の	間確保及び建築物の不然化を促進し、防災性を高める。	幹線道路や主要生活道路の整備に伴う沿道建築物や、
		建替えによる不然化を促進し、防災性を高める。		地区内の老朽木造建築物に対し、不然化建替えや共同
8	1			建替えを誘導・促進する。
d 都市施設、地図坊災施設及び地区施設の整備の方針	生活幹線道路、主要生活道路、公園等の整備を図る。	生活幹線道路、主要生活道路、公園等の整備を図る。	生活幹線道路、主要生活道路、公園等の整備を図る。	生活為論路、主要生活道路、公園等の整備を図る。
e 1 公共及び民間 再 の役割、条件整 備等の措置 推	地区施設等の公共施設の整備を促進する。	住民との協働によるまちづくりを進めるために、道路・公園等の整備を促進する。	地区施設等の公共施設の整備を促進する。	地区施設等の公共施設の整備や、 <u>老朽木造地築物</u> 等の民間建築物の建替之等について助成を行うとともに、地域住民のまちづくり組織と協力して事業を進める。
進 の 2 実施予定の公	沿道整備事業(事業中)			住宅市街地総合整備事業(密集型)(事業中)
た  共施設整備事業、				N .
め 面的整備事業等	1			
要3決定又は変更	沿道地区計画「羽沢・小竹町地区」(決定済)、「環状		地区計画「東武練馬駅南口周辺地区」(決定済)、「北	地区計画「富士見台駅北部地区」(決定済)
に予定の都市計画	七号線桜台・栄町・豊玉地区」(決定済)		町二丁目西部地区」(決定済)、「北町一丁目地区」(決	地区計画 (予定)
応に関する事項	地区計画「江古田駅北口地区」(決定済)、「江古田北部地区」(決定済)、「江古田南部地区」(決定済)		定済)	
定 4 その他再開発の	住宅市街地総合整備事業(密集型)(完了)	都市高速鉄道西武鉄道池袋線付属街路第1号線(完	街路整備事業 環状8号線(完了)	東京都建築安全条例に基づく新たな防火規制(一部)
る。促進のために特	木造住宅密集地域整備事業(完了)	T)	住宅市後地総合整備事業(密集型)(完了)	
事 筆すべき事項	駅・まち一体攻善事業(完了)	住宅市街地総合整備事業(密集型)(完了) 木造宇宅・集地域整備促進事業(完了)	木造住宅密集地或整備事業(完了)	
項		A VELL CHAYEMENDETAL VEIA		_U_

## 議案第475号 参考資料()

番号 地区名	練 1 江古田北部地区	練 2 練馬地区	練 3 北町地区	練 4 貫井・富士見台地区
面積(ha)	約46.4ha	約20.0ha	約31. 1 h a	約92.3ha
(おおむわの位置)	(練馬区東部)	(練馬区南東部)	(練馬区北東部)	(練馬区中央部)
a 地区の再開発、整備	地区の防災性の向上、住環境の改善、新規住宅の供	都市基盤の整備及び老朽木造建築物の不燃化建替え	都市基盤の整備こよる災害時ごおける安全な避難空	自然豊かな戸建住宅地としての住環境と景観を有す
等の主たる目標	<u>給等により、</u> 安全で快適なまちづくりを <u>目指す。</u>	に取り組み、災害に強い、安全なまちづくりを進めな	間の確保、老朽木造建築物の不然化建替えの誘導によ	る地区であり、その現在の魅力をいかしつつ、老朽住
		がら、住みやすいまちの環境を高め、良好な市街地を	る地区の防災性の向上を図り、災害に強い安全で暮ら	宅の更新、不然化の促進及び道路網の整備により、防
	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	形成する。	<u>しやすい</u> まちづくりを進める。	災性の向上を図る。
b 防災街区の整備に関 する基本的方針その他 の土地利用計画の概要	駅間辺の商業系施設の充実を図るとともに街区単位 での共同建替えや道路沿道の協調建替えを検討する駅 周辺改善ゲーン、交通利便生の高い環上沿道等の中層 共同住宅を誘導する住環境改善ゲーン、比較が敷地規模の大きい特性をいかして整備をする住環境修復ゲーンのゾーンごとに整備を図る。	豊島園通り沿道は、商業と住居の調解のとれた土地 の高度利用を図る。生活幹線道路及び生活道路沿いでは中層、中低層の良好な住宅地を形成する。	東武練馬鴉前、旧川越街道沿道及びその周辺においては商業系の土地利用、その他の地区においては住宅と商業・工業が共存する土地利用を誘導する。 <u>老朽木造住宅</u> の密集している地区での建築物の不燃化及び共同化こよる土地の有効利用を図る。	低層集合地区、都市型集合地区、住商工共存地区、 商業誘導地区、都市型沿道地区及び沿道環境地区の六 つに区分し、狭い道路を改善しながら、縁化を進め、 独字ある開発を促し、戸建住宅と共同住宅などが調和 した良好が住宅地を形成する。
c 建築物の更新の方針	住宅市進地総合整備事業(密集型)等により、道路 の地幅及び老杯建築物の更新を進める。さらに重点的 に不然化及び共同化を図り、災害事における安全性の 早期確保を目指す。 また、都市再生住宅等の整備により、従前居住者の 住み替えを支援する。	整備された生活学線道路及び生活道路の沿道では、前面道路の幅員を有効ご活用して、老朽木造建築物の建替えによる不然化を促進し、防災性を高める。 また、老朽木造建築物等を更新し、良質な住宅の供給を進める。	住宅計経地総合整備事業(密集型)等により、老朽木造建築物等を更新し、良質な住宅の供給を進める。 また、道路などの基盤整備に併せ建物の更新を進める。	住宅市街地総合整備事業(密集型)等により、生活 幹線道路や主要生活道路の整備に伴う沿道建物や、地 区内の古い木造建物に対し、不然化建替えや共同建替 えを誘導・促進する。
d 都市施設、地区防災施	生活幹線道路、主要生活道路、公園等の整備を図る。	生活幹線道路、生活道路、公園等の整備を図る。	生活特別道路、主要生活道路、公園等の整備を図る。	生活幹線道路、主要生活道路、公園等の整備を図る。
設及び地区施設の整備	17			
の方針	1)			
e 1 公共及び民間	道路、公園等の公共施設の整備や、老朽住宅等の民	住民との協働によるまちづくりを進めるために、道	公共は、道路・公園等の公共施設の整備や、老朽木	道路、公園等の公共施設の整備や、老朽住宅等の民
再の役割、条件整開 (#### 1####	間建築物の改善について助成を行うとともに、地域住	路・公園等の整備は公共が行い、民間が行う老朽木造	造住宅等の民間建築物の建替えについて助成等を行う	間建築物の改善について助成を行うとともに、地域住
発 備等の措置	民が主体的に組織している「まちづくり推進協議会」	住宅等の建替えについて、公共は必要な助成等を行う。	とともに、地域住民のまちづくり組織と協力して、事	民のまちづくり組織を活用して住民の協力により事業
推	を活用して住民の協力により事業を進める。		業を進める。	を進める。
進     2 実施予定の公       た     共施設整備事業       め     面的整備事業等	住宅市街地総合整備事業(密集型)(事業中) 木造住宅客集地域整備事業(事業中) 沿道整備事業(事業中)		住宅市街地総合整備事業(密集型)(事業中) 木造住宅密集地域整備事業(事業中)	住宅市街地総合整備事業(密集型)(事業中)
要 3 決定又は変更に 予定の都市計画 に関する事項	沿道地区計画「羽沢・小竹町地区」、「環状七号線安台・ 栄町・豊玉地区」(決定済) 地区計画「江古田駅北口地区」(決定済)		地名計画「東武練馬駅南口周辺地区」(決定済)	
定 め 4 その他再開発の る 促進のために特 事 筆すべき事項 項	駅・まち一体改善事業(完了)	都市高速鉄道西武鉄道池袋線付属作路第1号線(完了) 住宅市徒地総合整備事業(密集型)(完了) 木造柱宅塞集地域整備促進事業(完了)	街路衛事業 環状8号線(完了)	

7.7

#### 別表1 防災再開発促進地区の整備又は開発の計画の概要

#### 変更案

		24 24 211	<u>○○○○</u> ・・・変更	※・・・新規追加 △・・・区域変更
番号 地区名	※ 練 5. 桜台地区	※ 練 6. 田村地区	※ 練 7. 富士見台駅南側地区	※ 練 8. 下石神井地区
面積(ha)	<u>約50.6ha</u>	約87.2ha	<u>約44.2ha</u>	約60.2ha
(おおむわの位置)	_(練馬区東部)_	(練馬区北東部)	_(練馬区中央南部)_	<u> (練馬区南西部)</u>
a 地区の再開発、整備	都市基盤の整備及び老朽木造建築物の不然化建替え	老朽木造建築物の除却、更新、狭劫い道路の拉幅、	老朽术造建築物の除却、更新、狭あい道路の拉幅、	老朽木造建築物の除却、更新、狭ちい道路の拉幅、
等の主たる目標	の誘導による地区の防災性の向上を図り、災害に強い	危険なブロック塀等の撤去、新たな防火規制の区域指	危険なブロック塀等の撤去、新たな防火規制の区域指	危険なブロック塀等の撤去、新たな防火規制の区域指
	安全で快適なまちづくりを進める。	定の導入等により、地区の防災性向上を図り、災害に	定の導入等により、地区の防災性向上を図り、災害に	定の導入等により、地区の防災性向上を図り、災害に
		強いまちづくりを推進する。	強いまちづくりを推進する。	強いまちづくりを推進する。
b 防災街区の整備に関 する基本的方針その他 の土地利用計画の概要	接着駅馬刀では、商業系の土地利用を図る。環土沿道では、延焼遮射機能を有する土地利用を図る。正久保通り沿道では、中低層住宅の土地利用を図る。また、地区全域においては、狭い道路を改善しながら、沿道建物や老朽木造主宅の不然化や共同化を誘導、促進する。	地区東側の商店指エリアでは、商業と住宅の調和のとれた土地利用、豊島扇通り、田柄通り沿道では、中層住宅を含む土地利用を図る。その他、老朽木造建築物が密集する地区を含むエリアでは、農地との調和を図り、低層住宅を中心とした土地利用を図る。	地区北部の商店話エリアでは、商業と住宅の調和のとれた土地利用を図る。千川通りを挟む南北の住宅エリアでは、中低層の良好な住宅地を形成する。	千川通り沿道、井草通り沿道では、住環境を保全するとともに、商業と調和のとれた土地利用を図る。その他の地図においては、農地との調和を図り、低層住宅を中心とした土地利用を図る。
c 建築物の更新の方針	住宅市港地総合整備事業(密集型)等により、沿道	田柄川緑道南北に広がる老朽木造建築物が密集して	千川通りの南北に広がる老朽木造建築物が密集して	老朽木造建築物が密集しているエリアを含む地区全
C AEXCISTS 2011/197921	建築物や地区内の老朽木造建築物に対し、道路整備等	いるエリアを含む地区全体で、建築物の更新、地区の	いるエリアを含む地区全体で、建築物の更新、地区の	体において、建築物の更新、地区の不然化向上を促進
	に合わせた不燃化建替えや共同建替えを誘導・促進す	不然化向上を促進する。	不然化句上を促進する。	する。
	<u>Z.</u>	また、危険なブロック塀等の撤去、更新を進める。	また、危険なブロック塀等の撤去、更新を進める。	また、危険なブロック塀等の撤去、更新を進める。
d 都市施設、地区防災施 設及び地区施設の整備 の方針	生活幹線道路、主要生活道路、公園等の整備を図る。	生活幹線道路、主要生活道路、公園等の整備を図る。	生活幹線道路、主要生活道路、公園等の整備を図る。	生活幹線道路、主要生活道路、公園等の整備を図る。
e 1 公共及び民間	道路・公園等の公共施設の整備や、老朽木造建築物	積極的な情報提供により住民と課題を共有し、協力	積極的な情報提供により住民と課題を共有し、協力	積弱がな情報提供こより住民と課題を共有し、協力
再の役割、条件整開	等の民間建築物の建替え等について助成を行うととも	して集中的に防災性向上に取り組む「防災まちづくり	して集中的に防災性向上に取り組む。『防災まちづくり	して集中的に防災性向上に取り組む「防災まちづくり
発 備等の措置	に、地域住民のまちづくり組織と協力して事業を進め	事業」を進める。	事業」を進める。	事業」を進める。
推	<u>5.</u>	助成の拡充等により、老朽木造建築物の除却、狭あ	助成の拡充等により、老朽木造建築物の除却、狭ち	助成の拡充等により、老朽木造建築物の除却、狭あ
進		い道路の拡幅、危険なブロック塀等の撤去等を促進す	い道路の拡幅、危険なブロック塀等の撤去等を促進す	い道路の拡幅、危険なブロック塀等の撤去等を促進す
た。 字字字の公		<u> </u>	<u> </u>	<u> 3.</u>
必 共施設整備事業 必 西的整備事業等	住宅市街地総合磐備事業(密集型)(予定) 沿道磐備事業(事業中)			
に 3 決定又は変更 じ 予定の都市計画 定 に関する事項	沿道地区計画「環状七号線公台・栄町・豊玉地区」(決 定済) 地区計画(子定)			
る 4 その他再開発の 事 促進のために特 項 筆すべき事項	東京都建築安全名列に基づく新たな防火規制(予定)	東京都建築安全条例に基づく新たな防火規制(予定) 区による防災まちづくり推進地区の指定	東京都建築安全条列に基づく新たな防火規制 (予定) 区による防災まちづくり推進地区の指定	東京都建築安全名列に基づく新たね防火規制 (予定) 区による防災まちづくり推進地区の指定

